

○姫路大学大学院学則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この学則は、姫路大学学則（以下「本学学則」という。）に基づき、姫路大学大学院（以下「本学大学院」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本学大学院は、学問の向上のために、常に、探求心をもち、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、深い学識と卓越した能力を培い、文化の進展に寄与できる高度な専門職業人及び教育・研究者を育成することを目的とする。

(自己点検および評価)

第3条 本学大学院は、教育研究水準の向上を図るとともに、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について、自ら点検および評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的改善)

第4条 本学大学院は、教育内容及び方法の改善を図るための組織的な研修を行うものとする。

2 前項の教育内容等の改善に関し必要な事項は、別に定める。

(情報公開)

第5条 本学大学院は、教育研究活動等の状況について、積極的な情報公開に努めるものとする。

2 情報公開に関し必要な事項は、別に定める。

(課程)

第6条 本学大学院に博士課程を置く。

2 博士課程は、前期2年及び後期3年に区分し、前期2年を博士前期課程、後期3年を博士後期課程とする。

3 博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、学問の領域における研究能力および高度な専門的能力を育成することを目的とする。

4 博士後期課程は、研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度の専門性が求められる社会で活躍するのに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(研究科、専攻、定員)

第7条 本学大学院博士課程に看護学研究科を置く。

2 看護学研究科博士前期課程は、人間に対する深い洞察力和高い倫理観をもち、看護の

理論と科学的な根拠に基づき、個々のニーズや生活および社会の変化から生じる健康課題を明らかにしたうえで、その課題を解決できる能力をもち、人々の生活の場や看護実践の場において、教育力、指導力、研究力を発揮し、社会に貢献できる高度な看護実践専門職業人を育成する。

- 3 博士後期課程では、人間に関する高い学識をもち、人々の健康と生活の支援を科学的に探究し、その支援の考究を自立して行うことができ、看護学の発展に寄与できる教育・研究者を育成する。
- 4 前第1項から第3項に規定する研究科に置く課程並びにその入学定員および収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員
看護学研究科	看護学専攻	博士前期課程	6人	12人
看護学研究科	看護学専攻	博士後期課程	3人	9人

(標準修業年限)

第8条 博士前期課程の標準修業年限は、2年とする。在学年数は、標準履修の場合は4年を超えることはできない。

- 2 博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。在学年数は、標準履修の場合は6年を超えることはできない。

(長期履修の修業年限)

第9条 博士課程の学生が、職業を有している等の事情により、前条第1項及び第2項の標準修業年限を超えて博士前期課程は3年、博士後期課程は4年の長期履修を申し出たときは、研究科委員会の議を経て、学長は履修を認めることができる。

- 2 長期履修の在学年数は、博士前期課程は5年、博士後期課程は7年を超えることはできない。

- 3 長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

(附属図書館)

第10条 本学大学院の図書館は、本学学則第8条に規定する附属図書館を共用するものとする。

(健康管理室及びカウンセリング室)

第11条 本学大学院の健康管理室及びカウンセリング室は、本学学則第9条に規定する健康管理室及びカウンセリング室を共用するものとする。

(職員組織)

第12条 本学大学院に教授、准教授、講師、助教、事務職員及びその他の必要な教職員を置く。

- 2 前項に定める教職員は、本学の教職員をもって充てることができる。

(学長)

第13条 学長は、本学大学院の校務を掌り、所属職員を統督する。

(副学長)

第14条 副学長は、学長を補佐し、学長の命を受けて校務を掌る。

- 2 学長が欠けたとき、事故あるとき及び学長が辞意を表明したときは、その職務を代行する。

(研究科長)

第15条 本学大学院に研究科長を置く。

- 2 研究科長は、当該研究科の校務を掌る。

(特任教授)

第16条 本学大学院に、特任教員を置くことができる。

- 2 特任教員に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 学年・学期・休業日

(学年・学期)

第17条 本学大学院の学年は、4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 学年は、これを2期に分け、4月1日から9月30日までを前期とし、10月1日から3月31日までを後期とする。

(休業日)

第18条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (2) 本学園の創立記念日（11月5日）
 - (3) 春期休暇 3月 1日から 3月31日まで
 - (4) 夏期休暇 8月10日から 9月30日まで
 - (5) 冬期休暇 12月25日から 1月 5日まで
- 2 学長は、前項の休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

第3章 教育課程

(教育の方法)

第19条 本学大学院における教育は、授業科目の教授及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）により行うものとする。

(教育方法の特例)

第20条 本学大学院において、教育上特別の必要があると認められる場合は、夜間その他特定の時間又は時期において、教授又は研究指導を行うことができる。

(教育課程)

第21条 本学大学院の教育課程は、第2条の目的を達成するために必要な授業科目を設け、修了要件並びに履修方法その他必要な事項は別に定める。

(授業科目および単位数)

第22条 前条に規定する授業科目及び単位数は、別表(1)のとおりとする。

(履修単位数)

第23条 学生は、次に定める授業科目の単位を修得しなければならない。

看護学研究科博士前期課程

- | | | |
|-----|--------|--------|
| (1) | 共通科目 | 10単位 |
| (2) | 専門基礎科目 | 6単位以上 |
| (3) | 専門科目 | 16単位以上 |
| (4) | 合計 | 32単位以上 |

看護学研究科博士後期課程

- | | | |
|-----|------|------|
| (1) | 共通科目 | 6単位 |
| (2) | 専門科目 | 6単位 |
| (3) | 合計 | 12単位 |

2 前項に規定する単位修得の他、博士前期課程は修士論文、博士後期課程は博士論文の審査及び最終試験(口頭試問)に合格しなければならない。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第24条 本学大学院が教育上有益と認めるときは、他の大学院(外国の大学院を含む。)との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により修得した単位は、研究科委員会の定めるところにより、本学大学院において10単位を限度として修得したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第25条 本学大学院が教育上有益と認めるときは、学生が第1学年次に入学する前に大学院において履修した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を研究科委員会の定めるところにより、10単位を限度として修得したものとみなすことができる。

2 前条第2項及び前項により、本学において修得したとみなすことができる単位数は、合わせて10単位を超えないものとする。

第4章 試験・修了および学位記

(試験)

第26条 履修した授業科目については、試験その他の適当な方法により、学業成績を評価する。

(成績の評価)

第27条 各授業科目の成績は、[秀；100点から90点]、[優；89点から80点]、[良；79点から70点]、[可；69点から60点]及び[不可；59点以下]の5種に分け、秀、優、良、可の成績を合格とする。

2 学生は、履修した授業科目については、授業時間の3分の2以上出席しなければ当該授業の評価を受けることができない。

(単位計算)

第28条 授業科目の単位数の計算は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により行う。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験、実習については、30時間の授業をもって1単位とする。

(修了の認定)

第29条 博士課程の修了は、次の要件を満たす者を研究科委員会の議を経て、学長が修了を認定する。

看護学研究科博士前期課程

(1) 本学大学院博士前期課程に2年以上在籍した者

(2) 所定の授業科目を履修し、32単位以上を修得した者

(3) 必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び最終試験(口頭試問)に合格した者

看護学研究科博士後期課程

(1) 本学大学院博士後期課程に3年以上在籍した者

(2) 所定の授業科目を履修し、12単位を修得した者

(3) 必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験(口頭試問)に合格した者

2 修士論文及び博士論文の審査及び最終試験は、研究科委員会が設置する審査委員会において行い、その可否は審査委員会の報告に基づいて、研究科委員会が決定する。

(学位)

第30条 博士前期課程を修了した者には、修士(看護学)の学位を授与する。博士後期課程を修了した者には、博士(看護学)の学位を授与する。

2 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 入学、休学・復学、退学、除籍、再入学、復籍

(入学の時期)

第31条 入学の時期は、学年の初めとする。

(入学資格)

第32条 本学大学院の博士前期課程に入学を志願することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 看護系大学を卒業した者(卒業見込みの者を含む)で、看護師の免許を有する者
 - (2) 看護系以外の大学を卒業し、看護師の免許を有する者(卒業見込みの者を含む)
 - (3) 看護系大学を卒業した者と同等以上の学力があると本学大学院が認めた者
 - (4) 外国において、学校教育法における16年の課程を修了した者(修了見込みの者を含む)で看護師免許を有する者
- 2 前項第3号により志願できる者は、看護系の短期大学・専修学校・各種学校を卒業し、3年以上の実務経験を有する者とし、次の各号に定める書類を提出し、事前に出願資格認定の審査を受けなければならない。
- (1) 出願資格申請書
 - (2) 申請理由書
 - (3) 最終学校の卒業証明書
- 3 本大学院の博士後期課程に入学を志願することができる者は、看護に関する教育・研究実績があり、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 修士の学位または専門職学位を有する者(入学前年度までに取得見込みの者を含む)
 - (2) 外国において、修士の学位または専門職学位に相当する学位を有する者(入学前年度までに取得見込みの者を含む)
 - (3) 我が国において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程を修了し、修士の学位または専門職学位に相当する学位を有する者(入学前年度までに取得見込みの者を含む)
 - (4) 修士の学位を有する者と同等の学力があると認められた者
- 4 前項第2号から第4号により志願できる者は、次の各号に定める書類を提出し、事前に出願資格認定の審査を受けなければならない。
- (1) 出願資格申請書
 - (2) 申請理由書
 - (3) 最終学歴の卒業証明書
 - (4) 教育研究業績書

(入学選考)

第33条 入学を志願する者は、入学願書を提出し、所定の手続きと同時に所定の入学検定料を別表(2)のとおり納めなければならない。

2 本学大学院は、前項に基づく手続きを完了した者について選考を行う。

(入学手続きおよび入学許可)

第34条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書及びその他所定の書類を提出するとともに、所定の入学金及び授業料等を別表(3)のとおり、納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第35条 学生は、入学に際し、保証人を設けなければならない。

2 保証人は、学生の父又は母とし、その双方を欠くときは、これに準ずる者とする。

3 保証人は、当該学生が在学中に遵守すべき事項について責任を負うものとする。

4 保証人は、その住所等に異動があったときは、速やかに届け出なければならない。

5 保証人を変更するときは、速やかに届け出なければならない。

(休学)

第36条 病気その他やむを得ない理由で3か月以上就学できないときは、学長の許可を得て休学することができる。

2 休学期間は、休学を許可された日から当該学期末又は当該年度末までとする。ただし、特別の事情がある場合には、引き続き翌学年度末まで休学を許可することができる。

3 休学期間は、標準履修生の場合は通算して4年、長期履修生の場合は通算して5年を超えることはできない。

4 休学中の期間は、在学年数に算入しない。

5 休学中は、別に定める授業料を納入しなければならない。

(復学)

第37条 学生は、休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第38条 病気その他のやむを得ない理由により退学しようとする者は、その理由を記し、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第39条 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍とする。

(1) 第36条に定める休学の期間を超えてなお復学又は退学しない者

(2) 病気、学力等その他の理由により、成業の見込みがない者

(3) 学費の納入を怠り、督促を受けても納入しない者

(4) 正当な理由がなく、無届で3か月以上連続して欠席した者

(再入学)

第40条 正当な理由で退学した者又は除籍された者が、再入学を願い出たときは、学長は入学を許可することがある。

(復籍)

第41条 学費未納による除籍者については、別に定めるところにより審査のうえ、復籍を許可することがある。

(二重在籍)

第42条 本学大学院の学生は、同時に他の大学及び大学院に在籍することはできない。

(強制休学)

第43条 校医が健康上の理由により修学が困難と認めた学生に対しては、休学を命ずることがある。

(学生規程)

第44条 学生が遵守しなければならない事項は、本学則に定めるほか、別に定める学生規程による。

第6章 学費

(学費)

第45条 学費は、この学則に定める他、別に定める学費納入要項による。

(学費の納入・分納)

第46条 学費は、通学期始め所定の期日までに納入しなければならない。ただし、事情によっては別に定める学費等納入要項により、これを分納することができる。

- 2 学期の途中で退学した者又は除籍された者も、当該期分の学費を納入しなければならない。
- 3 停学期間中の授業料は、徴収する。

第7章 賞罰

(表彰)

第47条 学長は、学力優秀又は特に推奨すべき行為のあった学生を表彰することがある。

(懲戒)

第48条 本学則及び別に定める学生規程その他諸規則に違反し、本学の秩序を乱し、学生の本分に反する行為のあった者に対しては、学長は懲戒を行うことがある。

- 2 懲戒の内容は、譴責、謹慎、停学又は退学処分とする。
- 3 次の各号の一に該当する者には退学を命ずる。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

- (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第8章 科目等履修生、研究生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第49条 本学の一又は複数の授業科目を履修し、単位の修得を希望する者があるときは、選考のうえ、研究科委員会の議を経て、学長の決定により、科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 科目等履修生が履修した授業科目について、試験を受け合格したときは、所定の単位を与える。

(研究生)

第50条 本学大学院の研究科委員会構成員から直接の指導を受け、一定期間、特定の課題を研究することを志望する者があるときは選考のうえ、研究科委員会の議を経て、学長の決定により、研究生として入学を許可することができる。

(学則適用除外)

第51条 科目等履修生、研究生には、第29条及び第30条は適用しない。

(外国人留学生)

第52条 第32条に規定する入学資格を有する者で、本学に入学を希望する外国人留学生は、選考のうえ、研究科委員会の議を経て、学長の決定により、外国人留学生として入学を許可することができる。

(学則の準用)

第53条 特別の規定がない限り、この学則の規定は科目等履修生、研究生及び外国人留学生にも準用する。

(科目等履修生、研究生及び外国人留学生に関する規程)

第54条 科目等履修生、研究生及び外国人留学生については、この学則に定めるもの
他、別に定める。

第9章 研究科委員会、大学協議会

(研究科委員会)

第55条 学長の諮問機関として、本学大学院に研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会の構成員は、研究科長、研究科の授業担当教員、その他研究科長が指名する者とする。

(研究科委員会審議事項)

第56条 研究科委員会は、次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり、意見を述べ

るものとする。又、教育研究に関する事項を審議し、学長等から求めがあった場合には、意見を述べることができる。

- (1) 入学、休学、退学、復学、再入学、除籍、復籍、卒業及び課程の修了等に関する事項
- (2) 学生の懲戒と表彰に関する事項
- (3) 研究科を担当する教員の審査に関する事項
- (4) 学長から要請又は諮問された事項
- (5) 教育研究に関する事項
 - ア 研究科の教育課程及びその編成に関する事項
 - イ 学生の試験及び評価や、倫理審査に関する事項
 - ウ 学生の厚生及び指導に関する事項
 - エ 教育及び研究に関する事項
 - オ その他研究科委員会が必要と認める教学に関する事項(研究科委員会の議事運営)

第57条 研究科委員会は、研究科長が招集し、議長にあたる。

- 2 原則として、定例研究科委員会を毎月1回開催する。
- 3 研究科長は必要に応じ、臨時研究科委員会を開催する。
(大学協議会)

第58条 本学大学院の重要事項については、大学学則第70条の規定に準じ、大学協議会において審議するものとする。

第10章 奨学生

(奨学生)

第59条 学力優秀、品行方正で学生の規範と認められる学生を選考のうえ、奨学生とすることができる。

- 2 奨学生に関することは、別に定めるものとする。

第11章 公開講座

(公開講座等)

第60条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学大学院に公開講座を開設することができる。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。

2 この学則の改正は、平成31年4月1日から施行する。